

令和5年9月富津市議会定例会
議案等資料

令和5年8月28日

富津市

令和5年9月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和5年9月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第1号資料	富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事に係る変更契約の概要	6
議案第2号資料	富津市火災予防条例新旧対照表	7
議案第3号資料	富津市学校給食共同調理場建設工事概要	23
議案第4号資料	富津市学校給食共同調理場建設電気設備工事概要	24
議案第5号資料	富津市学校給食共同調理場建設機械設備工事概要	25
議案第6号資料	富津市学校給食共同調理場建設厨房設備工事概要	26
議案第15号資料	市道路線の認定路線図	27
議案第16号資料	市道路線の変更路線図	28
議案第17号資料	市道路線の廃止路線図	29

令和5年9月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>工事請負契約の変更契約の締結について (提案理由)</p> <p>富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事について、仕様及び設計の変更並びに物価の著しい変動により契約金額を変更する必要性が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第2号	<p>富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由)</p> <p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の施行に伴い、蓄電池設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を変更する等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年1月1日</p>	消防本部
議案第3号	<p>工事請負契約の締結について (提案理由)</p> <p>富津市学校給食共同調理場建設工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部
議案第4号	<p>工事請負契約の締結について (提案理由)</p> <p>富津市学校給食共同調理場建設電気設備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部
議案第5号	<p>工事請負契約の締結について (提案理由)</p> <p>富津市学校給食共同調理場建設機械設備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第6号	<p>工事請負契約の締結について (提案理由)</p> <p>富津市学校給食共同調理場建設厨房設備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部
議案第7号	<p>令和5年度富津市一般会計補正予算(第5号)</p> <p>補正額 Δ1,365千円 補正後の予算額 19,986,729千円</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設対策事業 2,310千円 ・市立保育所運営事業 4,897千円 ・中学校教育振興費 249千円 ・現年発生林業施設災害復旧事業 7,458千円 	総務部
議案第8号	<p>令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>補正額 60,327千円 補正後の予算額 5,735,327千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>令和4年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金を、歳出では国民健康保険基金積立金及び県負担金返還金を増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。</p>	市民部
議案第9号	<p>令和5年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</p> <p>補正額 8,669千円 補正後の予算額 754,669千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>令和4年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金及び保険料還付金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。</p>	市民部
議案第10号	<p>令和5年度富津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>補正額 114,773千円 補正後の予算額 5,610,773千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>令和4年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では介護保険給付費準備基金積立金、国庫負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第11号	<p>令和4年度富津市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 21,500,789千円</p> <p>歳出決算額 20,549,422千円</p> <p>差引 951,367千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	総務部
議案第12号	<p>令和4年度富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 5,507,527千円</p> <p>歳出決算額 5,423,049千円</p> <p>差引 84,478千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	市民部
議案第13号	<p>令和4年度富津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 706,670千円</p> <p>歳出決算額 692,949千円</p> <p>差引 13,721千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	市民部
議案第14号	<p>令和4年度富津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>(決算概要)</p> <p>歳入決算額 5,443,486千円</p> <p>歳出決算額 5,331,698千円</p> <p>差引 111,788千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和4年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第15号	市道路線（旧県道君津大貫線）の認定について （提案理由） 県道君津大貫線（本郷バイパス）の整備に伴い、千葉県から移管される旧道部分を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。 路線延長1,135.4m、幅員4.0～10.6m	建設経済部
議案第16号	市道路線（本郷前久保2号線）の変更について （提案理由） 県道君津大貫線（本郷バイパス）の整備に伴い、市道本郷前久保2号線の一部を千葉県に移管するに当たり同路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第17号	市道路線（本郷前久保1号線）の廃止について （提案理由） 県道君津大貫線（本郷バイパス）の整備に伴い、市道本郷前久保1号線を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
報告第1号	令和4年度決算に基づく富津市健全化判断比率の報告について （報告理由） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により令和4年度決算に基づく富津市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。	総務部
報告第2号	令和4年度富津市一般会計継続費精算報告書について （報告理由） 学校給食共同調理場整備事業（基本設計・実施設計業務委託）について、継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部
報告第3号	専決処分の報告について （報告理由） 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第4号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第5号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	消防本部

議案第1号資料

富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事に係る変更契約の概要

- 1 工事名 富津市一般廃棄物最終処分場下水道放流施設工事
- 2 工事場所 富津市新富12番地5
- 3 工事概要 富津市一般廃棄物最終処分場に浸出水の貯留槽等を増設し、隣接する君津富津広域下水道組合が管理する君津富津終末処理場へ放流するための施設工事
- 4 変更内容
 - 変更前 契約金額 150,700,000円（税込）
工期 令和4年9月26日から令和5年8月31日まで
 - 変更後 契約金額 157,117,400円（税込）
工期 令和4年9月26日から令和5年9月29日まで
 - 変更内訳
 - (1) 放流管路工事 5,504,400円（税込）増額
 - ア 放流管理設に伴う掘削幅及び掘削距離の増加（147㎡）
 - イ 交通整理員の設置
 - ウ 舗装版、鉤さい等の処分量の増加（89.1t）
 - (2) 電気設備工事 913,000円（税込）増額
 - 計装版及び動力盤の価格高騰に伴う単品スライド条項（特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動が生じ、工事請負代金額が不相当となったときに、当該金額の変更を請求できる措置）の適用
- 5 変更理由
 - (1) 浸出水の放流管路工事において、放流管理設のための掘削幅及び掘削距離の延長の必要性が生じ、道路管理者及び警察署との協議によって、当該工事の実施に当たり交通整理員を配置するよう指導があり、当初設計より業務量が増加したことから契約金額及び工期の変更の必要性が生じたため。
 - (2) 電気設備工事において、計装版及び動力盤の価格高騰に伴い、単品スライド条項が適用になったことから契約金額の変更の必要性が生じたため。

議案第2号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離</p> <p>(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(4) 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。</p> <p>(5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離</p> <p>(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。</p> <p>(4) 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。</p> <p>(5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換</p>

気を行うことができる位置に設けること。

- (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもの造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀(き)裂し、又は破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第18号の2アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
- (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋(がい)及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮(しゃ)へいを設けること。
- (12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。
- (13) 削除
- (14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。
ア 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。
- (15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口

気を行うことができる位置に設けること。

- (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもの造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀(き)裂し、又は破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第18号の2アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
- (11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋(がい)及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮(しゃ)へいを設けること。
- (12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。
- (13) 削除
- (14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。
ア 風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。
- (15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口

から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った床上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(16) 削除

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮(しゃ)へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

(略)

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装

から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った床上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(16) 削除

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮(しゃ)へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

(略)

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装

置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ウ イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18)の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及

置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。

ウ イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18)の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及

び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮(しゃ)光し、又は転

び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあつては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮(しゃ)光し、又は転

倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第30条及び第31条の2から第31条の5まで（第31条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）の規定を準用する。

（変電設備）

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

（2）可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

（3）変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

（3）の2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

（3）の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

（4）屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第30条及び第31条の2から第31条の5まで（第31条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）の規定を準用する。

（変電設備）

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

（2）可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

（3）変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

（3）の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

（3）の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。

（4）屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

- | | |
|---|---|
| <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> | <p>(5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。</p> <p>(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。</p> <p>(7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>(8) 定格電流の範囲内で使用すること。</p> <p>(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。</p> <p>(10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> |
| <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> | <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> |
| <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。</p> <p>（急速充電設備）</p> | <p>3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。</p> <p>（急速充電設備）</p> |
| <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変</p> | <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変</p> |

圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その外箱は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が加えられている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合

圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その外箱は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

(4) その外箱は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が加えられている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合

には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異

には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。
- ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異

<p>常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>（蓄電池設備）</p>	<p>常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p> <p>(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</p> <p>(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p> <p>（蓄電池設備）</p>
<p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</p>	<p>第13条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構</p>

造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
 - ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
 - イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。
- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
 - ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
 - イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。
- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。

<p>(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。</p> <p>(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。</p> <p>2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるも</p>	<p>(12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。</p> <p>(13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。</p> <p>2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるも</p>
---	---

のを除く。)

(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)

(13) 蓄電池設備

(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(15) 水素ガスを充填する気球

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	入力	離隔距離 (c m)				備考
		上方	側方	前方	後方	
						(略)
厨房設備 気体燃料 不燃以外 開放式	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
組込型 コンロ・グリル付 コンロ・グリドル付 コンロ、キャビネット型 コンロ・グリル付 コンロ・グ						

のを除く。)

(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(15) 水素ガスを充填する気球

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	入力	離隔距離 (c m)				備考
		上方	側方	前方	後方	
						(略)
厨房設備 気体燃料 不燃以外 開放式	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
組込型 コンロ・グリル付 コンロ・グリドル付 コンロ、キャビネット型 コンロ・グリル付 コンロ・グ						

			リドル付コンロ					
			据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15注	15
	不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14 kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0

			リドル付コンロ					
			据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15注	15
	不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ	14 kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0
	個別燃料	木炭を燃料とするもの以外	炭火焼き器	—	100	50	50	50

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
(略)									

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
(略)									

- 備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不

燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

議案第3号資料

富津市学校給食共同調理場建設工事概要

- 1 工 事 名 富津市学校給食共同調理場建設工事
- 2 工事場所 富津市下飯野2509番1ほか
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和6年12月16日まで
- 4 工事概要 老朽化した大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を新たに建設する富津市学校給食共同調理場に集約するための工事

<工事内容>

- (1) 調理場 鉄骨造平屋建 1,682.09㎡
- (2) 除害施設 鉄骨造平屋建 20.16㎡
- (3) 上記に関わる建築及び外構工事 1式

議案第4号資料

富津市学校給食共同調理場建設電気設備工事概要

- 1 工 事 名 富津市学校給食共同調理場建設電気設備工事
- 2 工事場所 富津市下飯野2509番1ほか
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和6年12月16日まで
- 4 工事概要 老朽化した大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を新たに建設する富津市学校給食共同調理場に集約するための工事

<工事内容>

- (1) 調理場 鉄骨造平屋建 1,682.09㎡
- (2) 除害施設 鉄骨造平屋建 20.16㎡
- (3) 上記に関わる電気設備工事 1式

議案第5号資料

富津市学校給食共同調理場建設機械設備工事概要

- 1 工 事 名 富津市学校給食共同調理場建設機械設備工事
- 2 工事場所 富津市下飯野2509番1ほか
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和6年12月16日まで
- 4 工事概要 老朽化した大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を新たに建設する富津市学校給食共同調理場に集約するための工事

<工事内容>

- (1) 調理場 鉄骨造平屋建 1,682.09㎡
- (2) 除害施設 鉄骨造平屋建 20.16㎡
- (3) 上記に関わる機械設備工事 1式

議案第6号資料

富津市学校給食共同調理場建設厨房設備工事概要


- 1 工 事 名 富津市学校給食共同調理場建設厨房設備工事
- 2 工事場所 富津市下飯野2509番1ほか
- 3 工 期 議会の議決日の翌日から令和6年12月16日まで
- 4 工事概要 老朽化した大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を新たに建設する富津市学校給食共同調理場に集約するための工事

<工事内容>

- (1) 調理場 鉄骨造平屋建 1,682.09㎡
- (2) 除害施設 鉄骨造平屋建 20.16㎡
- (3) 上記に関わる厨房設備工事 1式

市道路線の認定路線図
S = 1/10, 000



議案番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	凡例
議案第15号	旧県道君津大貫線	本郷字三船臺 643番1地先	上飯野字横峰 418番2地先	1, 135. 4	4. 0~10. 6	

市道路線の変更路線図 S = 1/10, 000



議案番号	路線名	区分	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	凡例
議案第16号	本郷前久保 2号線	旧	本郷字三丁目 145番地先	二間塚字根田 4番地先	1,083.9	3.2~6.1	●-----▶
		新	二間塚字根田 24番5地先	二間塚字根田 4番地先	400.0	3.1~5.4	●————▶

市道路線の廃止路線図 S = 1/10,000



議案番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	凡例
議案第17号	本郷前久保 1号線	本郷字一丁目8 番地先	本郷字二丁目 125番地先	389.6	4.5~7.3	